

事 務 連 絡  
平成27年11月19日

各地方整備局下水道担当課長 殿  
北海道開発局下水道担当課長 殿  
沖縄総合事務局下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道事業課 企画専門官  
流域管理官付 課長補佐

下水道法第40条の規定に基づき地方整備局長又は北海道開発局長に  
委任される国土交通大臣の権限に係る事務の実施手続きについて

下水道法第40条の規定に基づき地方整備局長又は北海道開発局長に委任される国土交通大臣の権限に係る事務の実施については、平成24年3月27日付け国水下事第74号・国水下流第31号をもって国土交通省水管理・国土保全局長から通達されているところであるが、当該局長通達に基づく事前協議等の事務の実施手続きについて、下記の通りとすることとしたので、適正に実施いただくようお願いする。

## 記

### 1. 事前協議の事務手続きについて

局長通達に定める事前協議については、地方整備局建政部長(北海道開発局にあっては事業振興部長、沖縄総合事務局にあっては開発建設部長)名で、【様式1-1】を標準とした公文書によって行うこととする。

### 2. 事前協議に際しての連絡調整について

事前協議に先立つ連絡調整は、基本的に不要とする。ただし、事務の効率的執行の観点から地方整備局等担当官が必要と判断した場合等はこの限りではない。

### 3. 事後報告の事務手続きについて

事後報告の事務手続きについては、1.に示す事前協議の事務手続きと同様、【様式2】を標準とした公文書によって行うこととする。

#### 4. その他

- (1) 事前協議に際し必要な書類等は、【別添1】に示すものとする。また、半期毎に行う事後報告に必要な書類等については、【別添2】に示すものとし、各半期の終了後2週間以内に行うことを原則とする。
- (2) 事前協議は、原則として地方整備局等担当官が本省担当官と直接協議することとする。ただし、本省担当官が認めた場合は書類等の郵送及び電話・電子メール等による協議も可能とする。また、事後報告については、原則として書類等の郵送をもって行うこととする。
- (3) 「下水道法第40条の規定に基づき地方整備局長又は北海道開発局長に委任される国土交通大臣の権限に係る事務の実施手続きについて(平成24年3月27日付け水管理・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官・流域管理官付企画専門官事務連絡)」は廃止する。

【様式1-1】

【地方整備局建政部長等→ 下水道事業課長あて】

番 号  
年 月 日

水管理・国土保全局 下水道部  
下水道事業課長あて

〇〇局〇〇部長

〇〇〇事業計画(変更)に係る事前協議について

標記について、〇〇〇事業計画(変更)に係る協議の申出がありましたので、事前協議します。

.....

【様式1-2】

【下水道事業課長→ 地方整備局建政部長等あて】

番 号  
年 月 日

〇〇局〇〇部長あて

水管理・国土保全局 下水道部  
下水道事業課長

〇〇〇事業計画(変更)に係る事前協議について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって事前協議のあった標記については、事前協議を了する旨通知します。

【様式2】

【地方整備局建政部長等→ 下水道事業課長又は流域管理官あて】

番 号  
年 月 日

水管理・国土保全局 下水道部  
下水道事業課長  
流域管理官 あて

〇〇局〇〇部長

事後報告について

下水道法第37条第1項又は第2項の規定により指示をしたので、事後報告します。

下水道法第39条第1項の規定により必要な報告を徴したので、事後報告します。

下水道法第4条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)又は下水道法第25条の11第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による事業計画の策定状況について、事後報告します。

下水道法第2条の2第7項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による流域別下水道整備総合計画の策定状況について、事後報告します。

## 【別添 1】

### 事業計画に係る事前協議に際し必要な書類等

#### 1. 下水道計画一般図

「下水道法に基づく事業計画の運用について(平成 27 年 11 月 19 日付け国水下水事第 80 号)」(以下「運用通知」という。)において定める、下水道計画一般図(ただし、内容が把握できる範囲において、A 4 あるいは A 3 版等に縮小することも可とする。)

#### 2. 処理施設の平面図

運用通知において定める、処理施設の平面図(ただし、内容が把握できる範囲において、A 4 あるいは A 3 版等に縮小することも可とする。)

#### 3. 施設の設置及び機能の維持に関する中長期的な方針

運用通知において定める、施設の設置に関する方針(様式 1)及び施設の機能の維持に関する方針(様式 2)

#### 4. 毎会計年度の工事費(維持管理に要する費用を含む。)の予定額及びその予定財源

運用通知において定める、財政計画書(様式 3)

#### 5. その他、地方整備局等が必要と判断した図面等

【別添2】

事業計画の策定状況報告総括表  
(平成〇〇年度上・下半期)

〇〇〇局

No.	事業種別	箇所名	事前協議	意見聴取	協議・届出年月日	備考
1	公共	〇〇県〇〇市公共下水道	無	無		
2	流域	〇〇県〇〇流域下水道	有	有		
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

.....

流域別下水道整備総合計画の策定状況報告総括表  
(平成〇〇年度上・下半期)

〇〇〇局

No.	計画名	協議年月日	備考
1	〇〇流域別下水道整備総合計画		
2			
3			
4			
5			